

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	市税の徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、市税の徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市税の徴収管理に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和6年7月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税の徴収管理に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市税の徴収管理に関する事務において取り扱う。 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①市税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の収納及び滞納情報の管理 ②市税口座振替に関する事務 ③その他徴収管理に関する事務
③システムの名称	1. 総合収納管理システム 2. 総合滞納管理システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

収納管理情報システム
滞納管理情報システム

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号※徴収管理に関する事務においては情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	阿南市総務部税務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1114
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I. 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、58、59、62、63、64、65、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、108、113、114、116及び119の項)	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第3条第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第11号及び第12号、第4条第2号、第6条第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第7条第1号及び第2号、第10条第1号、第12条第3号及び第5号、第13条、第19条、第20条第1号、第3号及び第8号、第21条第6号、第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第8号、第23条第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第28条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第31条第1号、第3号及び第5号、第34条第1号及び第2号、	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条第2号、第2条第7号、第8号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号、第3条第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号、第4条第2号、第6条第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号、第7条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号、第8条第1号及び第2号、第10条第1号、第3号及び第5号、第12条第3号、第4号及び第7号、第13条第1号及び第2号、第19条第1号、第20条第1号、第3号、第4号及び第8号、第22条第1号、第22条の3第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号、第22条の4第2号、第22条の4第2項第2号、第22条の4第3項第2号、第22条の4第4項第2号、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、第3号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第26条の3第1号及び第3号、第28条第1号、第31条の2第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号、第31条の3第1号、第34条第1号、	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	第35条第3号、第36条第1号及び第2号、第37条第1号及び第3号、第38条、第40条、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第44条、第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号及び第11号、第49条第1号及び第2号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第54条第1号、第3号及び第4号、第55条第1号、第3号及び第4号、第58条並びに第59条第1号 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の27の項 別表第2省令第20条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号	第35条第3号、第36条第1号、第2号及び第3号、第39条第3号、第40条第1号及び第3号、第43条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第43条の3第1号、第43条の4第1号、第44条第1号、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第18号、第19号、第22号及び第23号、第49条第1号及び第3号、第49条の2第1号、第50条第2号、第3号、第4号及び第5号、第51条第4号、第7号及び第13号、第53条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号、第55条第1号、第6号、第7号、第9号及び第10号、第58条第1号及び第2号、第59条第1号、第59条の2第1号、第59条の3第1号並びに第2号 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の27の項 別表第2省令第20条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市税の収納に関する事務において取り扱う。 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①市税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の収納及び収納情報の管理 ②市税口座振替に関する事務 ③納税貯蓄組合に関する事務 ④その他収納に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市税の収納に関する事務において取り扱う。 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①市税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の収納及び収納情報の管理 ②市税口座振替に関する事務 ③その他収納に関する事務	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	①総務部納税課	①総務部税務課	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	②課長 中川 佳計	②課長 山脇 雅彦	事後	
平成30年4月1日	I. 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	阿南市総務部納税課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町ノ町1番地3 電話 0884-22-1792	阿南市総務部税務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町ノ町1番地3 電話 0884-22-1114	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②課長 山脇 雅彦	②税務課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	8. 監査	外部監査	自己点検	事後	
令和5年4月1日	評価書名	市税の収納に関する事務 基礎項目評価書	市税の徴収管理に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	阿南市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	阿南市は、市税の徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年4月1日	特記事項	市税の収納に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。	市税の徴収管理に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。	事後	
令和5年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	市税の収納に関する事務	市税の徴収管理に関する事務	事後	
令和5年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市税の収納に関する事務において取り扱う。 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①市税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の収納及び収納情報の管理 ②市税口座振替に関する事務 ③その他収納に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を市税の徴収管理に関する事務において取り扱う。 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ①市税(個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の収納及び滞納情報の管理 ②市税口座振替に関する事務 ③その他徴収管理に関する事務	事後	
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	長文のため割愛	番号法第19条第8号及び10号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) なし(徴収管理に関する事務において情報ネットワークによる情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第1号～14号、19号～21号及び23号	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	8. 監査	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び10号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) なし(徴収管理に関する事務において情報ネットワークによる情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第1号～14号、19号～21号及び23号	番号法第19条第8号※徴収管理に関する事務においては情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	